

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の額改定について

福祉係

平成31年4月からの児童扶養手当および特別児童扶養手当の月額がそれぞれ次のとおり改定されました。今回の改定は物価スライド制※に伴うもので、対前年比1.0%の引き上げとなります。

### 児童扶養手当

	全部支給額（前年度比）	一部支給額（前年度比）
手当額	42,910円（+410円）	42,900円～10,120円（+410円～+90円）
第2子加算額	10,140円（+100円）	10,130円～5,070円（+100円～+50円）
第3子加算額	6,080円（+60円）	6,070円～3,040円（+60円～+30円）

### 特別児童扶養手当

	支給額（前年度比）
1級	52,200円（+500円）
2級	34,770円（+340円）

※物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて支給する額を変える仕組みをいいます。平成31年1月18日に総務省から公表された物価指数により変動率が決定しました。

## 乳幼児等に対する福祉医療（医療費助成）制度について

福祉係

福祉医療制度とは医療機関等の窓口で支払った保険適用の医療費自己負担分の一部について給付金を支給する制度です。当町では、出生から就学前の「乳幼児」、小学生から高校生の「児童」に分け、乳幼児等に対する医療費助成を行っています。

### 平成31年度小学校新入生および平成30年度中18歳到達者について

これまでご利用いただいていた福祉医療費受給者証は、平成31年3月31日に有効期間が終了します。利用できなくなった受給者証はご自身で破棄いただくか役場に返還するなど必ず処分をしてください。

なお、小学校新入生には新しい受給者証を送付していますのでそちらをご利用ください。

### 「災害共済給付制度」との併給防止について

保育園や学校等の管理下で災害（負傷、疾病等）が発生したときに日本スポーツ振興センターから支給される災害共済給付金は、福祉医療費給付金との併給ができません。

災害共済給付制度を利用する場合は、医療機関等の窓口にて福祉医療費受給者証を提示せず受診をお願いします。

なお、併給が確認された場合、後日、福祉医療費給付金を返還していただく必要があります。ご了承ください。

●お問合せ先 福祉係 電話 88-8405 有線 2311

## 移住定住促進事業新築住宅補助金を

### ご利用ください（2020年3月末まで）

企画振興係

町内に新築住宅を建てる方を対象に、住宅の新築経費の一部を補助します。

該当する要件ごとに50万円、最大100万円を予算の範囲内で交付します。

詳しい補助要件や申請手続きは事前にお問合せください。

●お問合せ 企画振興係 電話 88-8403 有線 2311

